

中労委、昭63不再28、平2.5.9

命 令 書

再 審 査 申 立 人 全国一般労働組合 熊本地方本部

再 審 査 被 申 立 人 熊本県中央食糧協同組合

主 文

本件再審査申立てを棄却する。

理 由

再審査申立人は、初審命令が本件嘱託採用拒否は不当労働行為に当たらないとしたことを不服として再審査を申し立て、本件嘱託採用拒否は本人の活発な組合活動を嫌悪してなされたものであって、不当労働行為に該当すること明らかであると主張する。

しかしながら、当委員会においても、本件嘱託採用拒否が不利益取扱いのない組合運営に対する支配介入に当たる旨の新たな主張立証はなく、当委員会の認定した事実及び判断は、初審命令のそれと同一であるから、ここにこれを引用する。

よって、労働組合法第25条及び第27条並びに労働委員会規則第55条に基づき主文のとおり命令する。

平成2年5月9日

中央労働委員会

会長 石川吉右衛門 ㊟